

令和3年4月
開園予定

草津市立認定こども園 園章（図案）募集要項（案）

草津市立（仮称）〇〇こども園の園章の図案を募集します！

■応募資格

どなたでも応募できます。（グループ、団体での応募も可能です。）

■募集内容

草津市立（仮称）〇〇こども園（現 笠縫幼稚園）の園章の一部の図案

【園章の一部の図案について】

現在の幼稚園の園章（裏面参照）中央の文字に代わる、こども園にふさわしい図案

- ◇図案に込めた思いや趣旨を応募用紙に必ず書いてください。
- ◇画材は自由です。A4白色用紙に適度な余白を残してデザインしてください。
- ◇色彩は白、黒の2色とし、にじみ、ぼかし、グラデーションなどの中間色は使用しないでください。
- ◇パソコン等で作成したもの（JPEG、PNG形式のいずれかに限る）も可とします。

■募集期間【必着】

令和2年8月3日（月）～9月30日（水）

■応募方法

- ・専用の応募用紙に作品を添えて、直接持参、FAX、郵送、Eメールのいずれかの方法で応募してください。
- ・ひとり何点でも応募可能ですが、応募用紙1枚につき、1作品としてください。
- ・応募に関する費用は、応募者の負担となります。
- ・応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

■選考について

- ・草津市立認定こども園園名等選定委員会で選定し、入選者へ直接通知します。また、作品および氏名を広報、ホームページ等に掲載します。
- 最優秀賞 1点、最優秀賞には賞金20,000円（応募者が高校生以下の場合は、相当額の図書カード）
- 優秀賞 2点

【応募にあたっての注意事項】

- ◇自作、未発表の作品に限ります。なお、応募作品は返却しません。
- ◇受賞作品についての著作権、修正権等、一切の権利は「草津市」に帰属し、使用に係る対価は無償とします。また、園章として活用が可能なものとするため、修正や加工を行う場合があります。
- ◇公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外となります。
- ◇受賞作品発表後、既に発表している作品と同一、もしくは類似の作品であること、他の著作権等を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取消すことがあります。なお、作品の著作権等について、第三者から異議申立、苦情などがあつた場合には、費用負担も含め、応募者が対応するものとします。
- ◇当募集要項に定めのないものについては、その都度草津市で決定します。

【応募先・問い合わせ先】 草津市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策係

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL:077-562-7882 FAX:077-561-6780

受付時間:月～金 8時30分～17時15分 Eメール: kowaka@city.kusatsu.lg.jp



●園名の選定理由(草津市立認定こども園の園名案答申書より)

(仮称)〇〇こども園

(理由)～

これらの(理由)を総合的に勘案し、「草津市立〇〇こども園」を園名案として選定しました。

●園章の一部の図案募集のイメージ

現 笠縫幼稚園の園章



<作品イメージ 例>



※?の位置に好きな文字・ロゴなどを挿入するイメージ

